令和3年度第1回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の概要

1 開催日時

令和3年7月20日(火)午後2時から午後4時まで

2 開催場所

岩手県公会堂 26 号室

3 出席者

(1)委員(7名出席)

渡辺 正和 委員長、石川 奈緒 委員、磯田 朋子 委員、及川 昌彦 委員、佐藤 善男 委員、田村 賢一 委員、雷 哲也 委員

(2) 県側出席者

(出納局) 藤澤副局長兼総務課総括課長、安倍入札課長

(県土整備部) 引屋敷建設業振興担当課長

(医療局) 五日市経営管理課施設担当課長

(企業局) 古川経営総務室予算経理担当課長

ほか抽出工事説明職員

4 開会

事務局から開会を宣言し、全員が出席しており会議が成立することを報告した。

5 挨拶

(藤澤副局長兼総務課総括課長)

出納局の藤澤でございます。

本日はお集まりいただきましてありがとうございます。

令和3年度第1回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まず、委員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、実際にこうしてお集まりいただくのは、1年ぶりとなりましたけれども、御多忙のところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本年度は、県の組織の改編ということで、広域振興局における県営建設工事の入札業務が、総務部等から審査指導監に移管されまして、入札業務体制の相互牽制といった部分の強化が図られたところでございます。

また、昨年度、御報告を申し上げましたとおり、震災特例制度の見直し、それからダンピング防止対策の強化につきまして、今年度からスタートしております。

本日の委員会では、前回、書面開催をさせていただきましたので、審議を見合わせております分を含めまして、令和2年8月から令和3年3月までの契約工事につきまして、御審議をいただきたいと思っております。

一言最近の県営建設工事の発注、入札の状況等を申し上げますが、大震災津波発災以降、年間を通じ

た契約額ベースでは、震災復旧・復興工事が、それ以外の工事の契約額を上回っておりましたけれども、 平成29年度からは逆転をいたしまして、令和2年度では、全体に占める震災復旧・復興工事の割合は、 2割を切るところまで減少しております。

それから、入札不調の状況ですが、平成 25、26 年度をピークに減少傾向にありましたけれども、平成 28 年台風第 10 号災害の復旧工事の増によりまして、平成 29 年度から再度増加をしてございます。 その後、令和元年度から令和 2 年度にかけては再び減少傾向というところでございます。

今後も入札動向を注視いたしまして、関係部局と連携しながら、的確に対応してまいりたいと思って おります。

本日の御審議の中で、各委員の皆様からいただきました御意見等を踏まえまして、工事入札契約制度 を確実に運用し、復興推進、社会資本整備などの今後の取組に活かしてまいりたいと思いますので、忌 憚のない御意見をどうぞいただけますようお願い申し上げます。

6 議事

(1) 県営建設工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について

[事務局から説明]

- ア 入札方式別発注工事の状況について(資料 No. 1~4)
- イ 低入札価格調査制度対象工事の状況について(資料 No. 5)
- ウ 指名停止等の措置状況について(資料 No. 6)

[質疑等]

【田村委員】

資料No.5の低入札価格調査制度対象工事の状況の裏のページのところで、旧盛岡短大の解体工事で、4者が失格基準価格を下回ったために失格ということですけれども、これは逆に失格基準価格が高すぎたということはないですか。というのは、この公告日が令和2年6月19日ですから、その時はまだ建設業界というと東京オリンピックの準備が進行中であると。当然、沿岸に関しての復興工事もやっている状況。

まだ、建設業における人工のところとか自然と逼迫している状況下にあるところで、失格基準価格が決められて、実際、工事が行われるのはオリンピックの後であるということであると、需給が緩んで安値でも取りたいという業者が増えてくるのではないかと。

そういった価格の動静を見て決められたのか、公告日時点での経済実態というか情勢を見てそこ の時点で決められたのか、その辺はどういう決め方をされているのでしょうか。

(事務局)

この失格基準価格というものでございますが、開札後に入札状況によりまして自動的に算定されるものでございます。算定方法は、入札価格の低い順に8割の者を算定対象者としまして、その合計額に0.95を乗じて算定対象者数で除した金額となります。

ただし、調査基準価格を下回った者の入札価格については、調査基準価格に置き換えるという計算方法をしております。

ですので、時期にかかわらず、参加された方々の入札状況によって、自動的に設定されるというものでございます。

【田村委員】

そうやって自動的に設定されるということであれば、その制度の意味は何でしょうね。

例えば一番安いところでやってもらったところで、仕事の内容に問題がなければ一番安いところ にやってもらうのが一番合理的なわけで。

失格基準価格を下回ったところがやった場合、何か問題が生じるという疑念でもあったのでしょうか。

(事務局)

低入札価格調査の制度の話になるわけなのですけども、受注競争の激化による過度な安値受注ですとか、いわゆるダンピング受注が多く発生しますと、例えば手抜き工事ですとか、品質の低下とか、下請、資材業者へのしわ寄せ、あるいは労働条件の悪化ですとか、安全対策の不徹底などというものが発生する確率が高くなってまいりますので、それらを防止するために、低入札価格調査制度というものを採用しております。

まず、調査基準価格を設定いたしまして、それを下回ったものについて失格基準価格、その次に 工事費内訳書の各費目に対する基準値で判定する数値的判断基準の判定、さらにその次に詳細調査 に入るといった、これらの段階を踏んでの調査を行っております。

その途中で出てくる調査基準価格に関しては、国の算定方法に準じて設定しておりますし、数値 的判断基準の判定についても、国のものを概ね準用しているということで、失格基準価格の算定に ついては、岩手県独自の算定方法にはなりますが、その段階によって、過度に低く受注するのを防 ぐための方策をとっているもので、安ければ良いというものでもないというふうな考えからきてい るものでございます。

【田村委員】

もちろん、安ければ安いほど良いというものではないというのは理解できるんですが、この 工事に関して安全に、かつ、下請け業者等も適正な価格での仕事を受けられるような価格とし て、失格基準価格が設定されたわけじゃないですもんね。その失格基準価格とか調査基準価格 を設定している目的と算定方法が整合してないように思うんですよ。

失格基準価格は実際入札された後に、入札価格が下位の方から算定するというところで、何 か説明と実際やっている計算が整合してないように感じますけども、それは私の認識がちょっ と間違っていますかね。

言い換えますと、失格基準価格も積算に基づいて設定されて、それを下回ればというのでわかるんですが、入札後に入札価格の下の方から集めてその95%を算定するというのは、失格基準価格を設定している目的と整合しないように思うんですけど。

それは、私の認識が間違っていますかね。

(事務局)

開札後に、参加者の入札価格を基に設定するという趣旨は、工事の内容によって皆さんがある程度安くできるというものは、それなりの低いラインでの失格基準価格となりますし、皆さんがこれはあまり下げられないというような工事については、高めの金額が算出されるわけですので、各社の入札動向にある程度沿った形での失格基準価格が設定されるものと考えて運用しているつもりでございます。

【田村委員】

実際問題としてこの失格基準価格を下回ると、適正な工事はできないということだったんでしょうか。

(事務局)

はい。岩手県で入札制度を運用する上では、この計算方法を下回るものについては、いわゆる低すぎると認識しているものでございます。

一つ言えるとすれば、この表の中の調査基準価格の欄の下に、94.05%という率(対予定価格率) というのがございます。

これは何かと言いますと、予定価格に対する調査基準価格の割合になります。

これは工種によって率に開きがございまして、90%前後のものもございますし、このように 94%近 くになるものもございます。

この調査基準価格によって、いわゆる失格基準価格が、通常の工事よりも高めに設定されている 可能性はございます。

ただそれは、工事内容によってこの工事をする場合には、これぐらいの調査基準価格がいわゆる ラインとなるという計算方法で導き出していますので、適正に運用されているというふうな答えし かできないんですが。

【田村委員】

端的に、実際公示された調査基準価格が 5 億 6,150 万円、失格基準額は 5 億 5,231 万円と、900 万円ぐらいしか違わないわけですよ。

900万円のコストをかけないことによって、何が足りなくなるだろう。そこを説明していただければそれで済む話なんですが、何が足りないですかね、900万円少ない分で。

【委員長】

すみません。今の点は、おそらく低入札価格調査審査会では協議されてないことだと思います。 ただ、田村委員さんのご指摘ももっともだなという気がしまして、審査会で議論する時の対象が、 今回の件ですと樋下建設の入札の金額ですけども、もう1順位下の業者の入札価格との対比とかも あってもいいのかなというふうに、私は感じました。

これは私の考えなんですけれども。その 900 万円の違いについてはお答えはできないですね。 (事務局)

今の 900 万円の違いについては全く想定していないお話でございまして、失格基準価格で失格になった方は、その後は特に分析をすることはございませんで、失格基準価格を上回った方について、次の段階に進むということになってございます。

先ほど説明しましたが、2者については直接工事費ですとか、現場管理費、共通仮設費等の費目のうち、基準を下回るものがあったために、2者が失格となってございます。その後、数値的判断基準による判定で合格した中で、得点の一番高い樋下建設が、いわゆる詳細調査の段階に進んだということですので、審査会では樋下建設の部分しか審査していないというのが実態でございます。

(事務局)

一言付け加えますと、確かに樋下建設の入札額とその失格基準価格との差 900 万円というのは気になるところかもしれないんですが、その 900 万円については、分析してどうこうというようなものではありません。

失格基準価格を定めていることで、あまりにも価格の低い札が入らないよう、価格が低すぎることによって先ほど安倍課長が申し上げたように、何らかの適正な品質の確保されない工事が行われることのないよう、このような制度を設けているものです。

御指摘のところは、今後、制度の仕組みと落札決定の金額との説明を少し考えてみたいと思います。

【田村委員】

よろしくお願いします。

【及川委員】

参考までに教えていただきたいんですけれども、資料No.1 で御説明いただいた発注状況の中の震災の復旧・復興工事が冒頭の御挨拶の中でもありましたとおり、もう少なくなってきているというような状況で、震災の方も 10 年が経過したというようなところで、今後の見込みといいますか、例えば新たな復旧・復興の工事が発生しないとかした場合に、令和何年とかあと何年後かにはある程度収束するとか、そういったような数字といいますか見込みといいますかそういうものを、県の方で持ってらっしゃるのかどうか。もしあればで結構ですが、ちょっと教えていただければと思います。

(事務局)

大変申し訳ございません。ちょっとそのような数字は持ち合わせてございませんので、御了承願います。

(事務局)

復旧・復興工事は今、先ほど冒頭に申し上げたとおり2割程度にまで減っておりますけれども、 昨年度、それから今年度も国土強靱化のための5か年対策がなされておりますので、そういったも のをにらみながら工事の状況というのは見てまいりたいと思い、数字でこのぐらいとはちょっと申 し上げられません。申し訳ありません。

【渡辺委員長】

及川委員さんからの質問に対する回答は、次回の委員会でいただけるということになりますか。 それか書面で回答いただくかとか。

(事務局)

なかなか想定の事業量というのはお示しするのが難しいと思います。

具体的にお示しすることは難しいと思いますので、先ほど私が申し上げたような何か動静みたいなものは次回少しお話できるかとは思いますので、それと数字ではなくてということで、そういった形でお願いできればと思います。

【渡辺委員長】

及川さんよろしいですか。

【及川委員】

はい。

【田村委員】

資料No.6-1、6-2の指名停止等の措置状況に関してなのですけれども、まず、指名停止になる条件というのは、何かこの例規集の中に規定があって、それで指名停止になっているのでしょうか。

(事務局)

例規集の見出しが 22 となっているところに、県営建設工事に係る指名停止等措置基準というもの がございます。この中の 22-7 ページ以降に措置基準という表がございます。

今回については、例えば、資料No.6 -1 の案件ですと、22-13 ページの不正または不誠実な行為という、こちらの表に当てはまりまして、指名停止を措置しているということになります。

【田村委員】

この13ページ、読み込んだわけじゃないですけど、代表者が逮捕とかあるいは公訴とかいう言葉が出てきますし、あと禁固刑とか罰金刑とか出てくるんですけど、この事例においては代表者が逮捕されたり、禁固刑に処されたりということだったのですかね

(事務局)

右側の適用基準の欄がありまして、上からア、イ、ウ、エとあります。そのエについて、県発注工事において次のいずれかに該当するときというのがございまして、こちらの資料No.6-1の事例は、(イ)に該当するということで指名停止を行ってございます。

有資格業者の過失により入札手続が大幅に遅延したときということで、今回に関してはこれが該当になってございます。

資料の方に該当事項というところがございまして、「別表第2、5(2)エ(イ)該当」と。これが、この措置基準の表の該当部分になります。

【田村委員】

これに関する次の疑問なんですけど、落札決定後に判明したということですけれど、何故入札前 にわからなかったんでしょうかね。

(事務局)

このケースを含めいろいろなタイミングがございまして、今回に関しては代表者が変更になっていたんですが、変更になった場合には電子入札で使うICカードの変更手続をしなければならないということになっていまして、代表者の変更手続でICカードを使えない場合には紙入札の参加を認めるという扱いになってございます。

ですが、この業者については代表者が変更になっていたのですが、変更前のICカードを使い入札に参加して落札、いわゆる入札参加資格の確認調書までは、変更前の代表者の名前で作って提出をして資格確認を受け、落札決定までこぎつけたと。

ところが恐らく契約手続で、書類を出す段階になって、名前が違うということが判明したということで、当然、取りやめて手続をやり直しますので、また一から手続を踏む関係で大幅に手続が遅延したということでございます。

【田村委員】

ちなみにですが、株式会社光建というこちらの会社の価格と、入札をやり直してやった価格と、 どれくらい違いましたか。あとやり直しにかかるコストっていくらぐらいかかるんですか。

(事務局)

大変申し訳ございません。その 1 回目の落札額がいくらで、やり直した後がいくらになったかという資料は持ち合わせてございません。

コストに関しては、これもちょっと簡単にははじき出せない感じです。

【田村委員】

それで、日本というのは法治国家ですので、こちらの「エ(イ)の有資格者の過失により入札が 大幅に遅延した」というのは、実際契約をする段になって代表者名が違うというところでは、発覚 して大幅に遅延しているわけですね。

これこのままやっといた方が安上がり、要は行政によって3Eですね、経済性(Economy)・効率性 (Efficiency)・有効性(Effectiveness)、これに関しては、そのまま進めていた方が良かったかもしれないわけですよ。

これが代表者の名前が違っているというのが、それもこちらの方に明文的に、明示的に代表者名

が異なっている場合は、有資格者の過失に該当すると書いてあると別ですけど、書いてないですから、そこは判断ですよね。その判断をすることによって、かえって行政コストが高くなってしまうということが有り得たのではないかと思います。最初からこちらにすれば。

3 Eの観点からすると、これは入札停止とかやり直しとかするよりは、戒告文書とかその程度に とどめて、実際こちらで工事をやったほうが、行政のあり方としては、経済的には正しかったんじ ゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

(事務局)

確かにコストだけで考えればそういった見方もあるかもしれないんですが、公共工事の入札 制度でございますので、公正性、公平性という観点も当然入ってまいります。

電子入札のICカードにつきましては、入札心得であるとか、電子入札の運用基準とかで、 きちんと代表者本人の有効なカードを使うようにということを明記してございます。

そちらに違反して入札をしたものでございますので、他の業者に対する公正性というか公平 性の観点から、契約するところの段でしたので、このまま続けるわけにはいかないという判断 で、取りやめてやり直したということになります。

【田村委員】

質問の中でも申し上げましたが、3Eのほかに、行政としては当然フェアネスも考慮しなければならないのは分かりますので、ここも判断になるかもしれませんが、悪いことをしようとしてこの業者がこういうことをしたわけじゃなくて、手続上のミスですので、その手続上のミスがあったからというところでそこまでやるのか、あるいはそういった単純なミスであれば、人間がやることですからそこは勘弁してあげた方がいいのか、あるいはある程度軽い処分にとどめてという方がいいのか、その辺はしっかり明文化した方がよろしいのではないかと思います。

気になっているのは、やっぱりそこが明文化されてないということ。

「有資格者の過失」の「過失」とは何なのかというのは明確にしていないと、やはり、法治 国家のあり方としてはちょっと違うのかなと思ったので、これを申し上げました。

あと、代表者の名前が後から違うというのが分かるというのは、これは届出はされていない んですかね。

こういった入札する業者が、代表者が誰であるか。例えば、株主総会とかの時期が大体、6 月とかなっていると思います。その時に代表者の変更があったら届出るとかそういった行政側 の調査というのはされてないんですか。

(事務局)

まず最初の部分になります。

今回の件に関しては、契約締結段階ということでやり直すという判断をしたんですが、例えばこれが極端な話、契約が大分進んで完成間近に発覚した時にやめるかというと、必ずしもそういう判断にはならないと思いますので、ケースバイケース、時期によってやり直すとかそういった判断は違ってくるかと思います。

最後の部分の質問になりますけれども…。

【田村委員】

明文化ですか。

この措置要件ですから別表2の5のところ、「有資格者の過失」というのは、「過失」とは何かと

いう、これを明文化しないと、逆に行政側の判断で「これは過失」「これは過失じゃない」とか判断できたら、それはかえって不公平じゃないかなというふうに思いますので、「過失とは何か」というのを明文化するのが法治国家のあるべき姿ではないかというふうに思いますのでそこ、改正された方がよろしいんじゃないかと思います。

(事務局)

この指名停止措置基準については、これまでもいろいろと改正を重ねております。

ある時期は、かなり細かく例示をして、細分化したものを作っていた時期もございましたが、いろいろ改正を重ねて今の条件になってございますので、これにつきましては、見直しが必要であれば、今後、どれが最適の方法か検討したいと思います。

最後の代表者の変更についてですが、県営建設工事の競争入札参加資格者名簿というのに登録を することになってございます。それについては、名簿をシステム上に落として、各入札執行機関で 確認ができるような状態になってございます。

名簿に関して内容に変更があった場合、例えば、代表者であるとか住所であるとか会社名であるとか、変更があった場合には変更届というものを提出する決まりになってございます。

今回については、おそらくまだ出されていなくて、システムで確認した際にも、旧代表者の情報がそのまま表示されたので、いわゆる参加資格の確認段階では特に疑問もなく、落札決定をしたようでございます。

ところが、契約の段になって、新しい代表者名で書類を持ってきたものですから、あれ?という 感じになったというものでございます。

おそらく業者も手続を並行して進めていたのではないかと推測されるのですが、通常よりは若干遅れたものと。一つ言えるとすれば、代表者が変わった時点で相談をしてくれていれば、紙入札での参加が可能ですというのを説明して、こういった事態にはならずに済んだのかなと思っています。

【田村委員】

本件の事情においては大体、経緯等が理解できました。ありがとうございます。

別表の方の過失の内容の明文化に関しては、御検討の方よろしくお願いします。

あと資料No.6-2の一番下の例なんですけれども、こちら措置の内容が文書注意だけなんですが、まず、一番下の(1)のところですけども、この「配置予定技術者ではない者を配置予定技術者として記載した」というのは、技術者が不足していて、1人の人を複数のところに書いたけど、実はその書いた人は、その現場には行けない人だったということなのか、それとも単純に名前を間違えたという記入ミスだったのかどっちですかね。

(事務局)

資格確認の際に、配置予定技術者の名前を書いていただくんですけども、それで書いた方ではない人が実際に現場に出ていたようです。

この工事は、入札参加資格要件で技術者の施工経験は求めてない工事だったので、資格だけあれば現場に配置できる工事だったんですが、業者側が施工経験が欲しいと勘違いをしたらしく、施工経験のある人を調書に記載したようです。

【田村委員】

今の御説明をちょっと整理しますと、そこの現場は施工経験のある技術者は必要なくて、資格がある人がいればよかったんだけど、業者の方が勘違いして施工経験のある人の名前書いちゃったと。 実際に行ってみたら、そこにいた人は資格のある人がいたので、要は結論として業者の書類の記入

- が、勘違いによる間違いというだけのことであったということなんですね。
 - (1) の方はわかりました。それで結構です。
- (2) の方なんですけれども、同一の振興局等の範囲内であれば、同一の人を現場代理人として も配置できて、担当する振興局が違えば、同一の人は現場代理人として配置できないという、そう いうことになっているってことなんですか。

(事務局)

現場代理人について御説明いたします。

契約書の条項、別記といいますけども、そちらに現場代理人は工事ごとに常駐をしなければならないという記載が、もともとございます。

従来は金額の多寡にかかわらず、現場代理人は工事に常駐という運用でやってまいりましたが、 震災がありまして、技術者の配置の緩和とか、現場代理人の常駐勤務の緩和とかが出てまいりまし て、現場代理人の兼務の制度が運用されております。条件は「3,500 万円未満の工事で、同一の振興 局管内の工事であれば、2件まで同一の現場代理人が兼務することが可能」になりますということ でやっていたんですが、この工事は、同じ振興局の現場ではなかったということになるということ です。

【田村委員】

同一振興局管内であれば兼務可能とした趣旨は何ですか。というのは、振興局を跨いでも距離的には2、3kmしか離れてないってケースもあれば、同一振興局内でも50km、60km離れているケースもあるわけですよね。

実務的にそれって、適切な決め方なんですかという疑問があります。

(事務局)

制度の決め方の部分ということになりますが、確かに田村委員のおっしゃるとおり、同一の振興局でも距離の離れている場合もあれば、隣の振興局でもそれよりも近い場合もあるというのは、実態として確かにそうかと思います。

ただ制度を作る段階で、ある程度わかりやすい制度ということで、振興局で区切った運用を取っていたものでございます。そこまで深く、それぞれの工事の現場同士の距離というところまでは決めていないというところでございます。

【田村委員】

生産性を上げるためには 1 人でできるところは 2 人かけずにやったほうがいいわけなので、その 辺は是非見直しをしていただいて、生産年齢人口も減ってくる状況なので、より効率的に人が働け るような制度作りをよろしくお願いします。

(事務局)

今の御指摘ありがとうございました。

ある程度、明確で画一的な基準も必要だと思います。例えば、話はちょっと変わりますけれども、 入札参加者の拡大、エリアを広げていくというものも、ある程度ルールを設けてやっていますので、 そういった部分も必要だと思いますが、こういう基準の見直しは、これまでの過去の経緯などもあ り、なかなかすぐにはできないところもありますけれども、そういった御意見も踏まえて、今後、 少し時間を掛けてという形になるかもしれませんが、検討していきたいと思います。

【渡辺委員長】

他には何かありますでしょうか。どうぞ。

【佐藤委員】

今までの議論を聞いていて思ったことは、自由裁量じゃないですから、指名停止は羈束裁量でやっているわけなんで、一端の過誤の訂正とか、例えば手続に不注意があって指名停止理由になったような場合に、更正とかそういうことはできないそういう基準になっているわけなんで、私が思うのはやっぱり、きっちり羈束裁量で決まったとおり行政手続というか、指名停止の措置なりはしっかりやってもらいたいなと。逆に、応用でやらないように一つしっかり、公平性、公正性をもってやっていただきたいというふうに思います。

経済情勢とか、時々の状況によってある意味、覊束裁量ですから基準に従って、ぐらぐらしない、ふらふらしないで、行政措置というものはやるべきだというのは、行政の本来の姿だと思いますので、そこは間違いのないようにやってもらいたいと。

それから指名停止に不服がある場合は苦情申し立てできることになっていますよね。苦情申し立てができる措置があるので、もし弁解なり釈明があれば、行政手続法でも意見を述べる機会を与えるものになっていますので、十分その辺は業者なり被処分者は、苦情を申し立てることができるんで、あまり手続の中に公正性、公平性を疑われるような対応をしないように、やはり行政当局はしっかりやって欲しいなというのが、今の議論を聞いていてそう思いましたので。

必要なことはむしろ、措置基準の不断の見直しをして十分耐えられるかどうかという、その 基準をよくみがき上げることが重要だというふうに思います。やはりその辺をあらゆる角度か ら批判なり何なりに十分耐え得るような措置というものに、今までの検討と併せながら不断の 見直しをしていただきたい、というのを注文しておきたいというふうに思います。

個別具体的にいろいろ見れば、こうした方がむしろ契約なり手続というのは行政作用として 効率性はあるかもしれないけれども、片や公平性なり公正性なりが崩れるようじゃ駄目だとい うふうに思いますので、やっぱりしっかりその辺は総合的見地に立って、手続を進めていただ きたいなというふうに思いますので、それぞれ行政と業者の利益相反するのはあるんだけれど も、しっかり行政手続を踏んで対処していただきたいというのを、改めてお願いしておきたい というふうに思います。以上です。

【渡辺委員長】

たくさん意見を出されましたので、今後の事務執行の参考にしていただきたいというふうに 思います。

(2) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

【渡辺委員長】

議事の(2)に移ります。

抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等についての審議を行います。

審議の対象になる工事について、今回は及川委員さんに抽出していただいておりますので、抽出 について、及川委員さんから報告お願いいたします。

ア 抽出工事一覧表(資料 No. 7)

【及川委員】

はい、それでは報告いたします。

去る6月29日に事務局からの資料を基に、対象工事の抽出を行いました。

抽出した工事は、それぞれ資料No.2から資料No.4までの工事のうちから選定し、WTO対象工事の一般競争入札から1件、条件付一般競争入札の予定価格1億円以上から1件、同じく予定価格1億円未満から1件、随意契約から1件といたしました。

抽出に当たりましては、予定価格が比較的大きく、落札率が高い、あるいは低いものの中から、 総合評価落札方式、価格競争方式、工事業種のバランスを考慮し、抽出いたしました。

以上により、お手元の資料No.7のとおり、4件の工事を抽出いたしましたので、ここに報告いたします。

※以下、抽出工事に係る案件について審議

[担当部局から説明]

イ 都市計画道路盛岡駅本宮線杜の大橋上部工工事(資料 No. 8)

[質疑等なし]

[担当部局から説明]

ウ 田老漁港漁港施設機能強化(橋梁上部工その1)工事(資料 No. 9)

[質疑等なし]

[担当部局から説明]

エ 基幹水利施設ストックマネジメント事業岩手 7 期地区(二渡排水機場)緊急対策工事 (資料 No. 10)

[質疑等]

【渡辺委員長】

この工事に関しましては、本日欠席の役重委員さんから、事前に質問をいただいておりますので、 代わりに私の方から質問させていただきたいと思います。

参入見込み数が 58 者ということが (資料No.10) 1 ページに書かれているわけですけれども、参入 見込みが 58 者あるにもかかわらず 2 者しか応募せず、うち 1 者辞退ということだが、何か応札しづ らい要因があったのかというのが一つです。

もう一つ、競争が成立していないということで、この段階で設計や要件の見直しなどの措置は考えられなかったのか。

2点の質問いただいていますので、よろしくお願いします。

(奥州審査指導監)

はい、承知しました。

先ほどの工事概要でも説明いたしましたけども、本工事は、保守点検時の不具合により、故障した既設のエンジン及び歯車減速機の製作据付工事でございました。

新規の工事でないことが要因の一つかなと考えられます。

それから、別件の本工事の半年ほど前の同種工事において、当初の公告で入札者がなく、不調となっております。

そこで、再公告の際には設計の内容の見直しに加えて、地域要件を付さないということで実施したところです。

結果的にどちらの工事も入札者が 1 者となりましたが、入札参加資格の地域を拡大したことによ

り、多くの業者の参加を期待したところでございます。

【渡辺委員長】

地域要件見直しと他に設計も見直したということは、この資料に書かれていましたでしょうか。 (県南農村整備室)

中島(排水機場)につきましては、設計する際に一施設というか設計単価が 300 万円以上を超えるということで、それにつきましては県の決まりで物価調査をするという行為がございまして、新たに発注する際には、以前の単価は使えないということで、また再度委託をして単価を決めてから積算しています。その点と再度、メーカーさんから見積りをいただくことになっていますので、それらの行為で単価等の見直しを行って発注しております。

【渡辺委員長】

この資料の中には設計を変更したという記載はないと思うんですけども、もともと入札をする上で、設計を見直して公開したという趣旨ですか。

(奥州審査指導監)

はい。ちょっと説明が不足しておりました。

本抽出工事の方の二渡排水機場、こちらにつきましては再公告のものではございませんので、当初の設計どおり設計等を見直さずに実施しております。

同種の工事の方で説明いたしました中島排水機場、そちらの方が当初の入札で不調となったので、 次の再公告の際に、先ほど説明があったような設計の見直しを行ったということになります。

【渡辺委員長】

はい、わかりました。ありがとうございました。

[担当部局から説明]

オ 鷹生ダム管理用発電設備復旧工事(資料 No. 11)

[質疑等なし]

【渡辺委員長】

以上で個別案件4件の審議を終了します。特に意見はなしということでよろしいですね。

(3) 県営建設工事に係る入札の取りやめの状況及び落札率について

[事務局から説明]

ア 入札の取りやめ状況について(資料 No. 12)

イ 県営建設工事入札方式別落札率データ(資料 No. 13)

[質疑等なし]

7 その他

(事務局)

渡辺委員長には、長時間にわたり議事を進行いただき、ありがとうございました。 4の「その他」でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

【磯田委員】

非開示情報の資料についてですが、こちらは委員会終了後は置いて行ってくださいとなっていますが、県議会の総務常任委員会に出席した際に、このような資料が傍聴者に開示されていまして、 それは持ち帰る形になっていたんですけど、それは持ち帰って大丈夫な資料だったんでしょうか。 その確認です。

(事務局)

ただいまのご質問の件についてですが、どのような資料か情報がなくてわかりませんので、後程 確認したいと思います。

この非公開の資料と同じものではないとは思いますけれども、後程確認をいたします。

【磯田委員】

県議会の総務委員会で、一般の人も傍聴できるところで、議員さんと同じ資料が渡されていたんですが、その中に企業名と点数とが書かれたものが傍聴資料の中にあったのですが、それは持ち帰っても大丈夫な資料だったのかなと。

(事務局)

総務委員会でお配りしている資料は公開可能なものをお渡ししていますので、委員の先生方も議員の方も同じものをお持ちですし、傍聴の方にも同じものをお渡ししております。

こちらでお配りしているのは、より詳細な個別の点数のところになっておりますので、非公開と させていただいております。

おそらく総務委員会でお配りしているのは、最終結果のところ(入札調書)だと思います。おそらく違うものではないかなと思いますので、後程、私どもの方でも確認をしたいと思います。

委員会終了後、総務委員会(令和2年10月9日(金)開催)で配布された資料に含まれていたのは、入札調書であることを確認しました。

総合評価落札方式による入札調書には「入札者名」「技術評価点」「入札額」「総合評価点」等が記載されています。(例として資料No.9 P12「入札調書」を参照願います。)

(事務局)

その他に何かございませんでしょうか。

【石川委員】

2つあります。

1つは換気のときに渡辺委員長にもお話ししたんですけれど、とても声が聴きづらいんですね。 私、いくつか県の会議に出ていますけれども、今、コロナ禍でこういった状態が非常に多いです。 オンラインの会議も多いですけど、非常に聴きづらくて委員の方々にも不評なんです。

県の方々も大分こういうシステム(会議録作成支援用マイクシステム)を使われていると思うので、もう少し改善していただけると。せっかく集まって議論しているのに、うまく議論できないところがあって、私も最初の方はかなりキャッチするのが難しいところがあったので、是非改善をお願いしたいというところです。

もう1つは、最初の方で入札の低入札の話とか出ていましたけれども、例えば「数値的判断基準による判定表」というのがありますよね。その中で、例えば直接工事費だと 90%以上とか、それに対してなぜ一般管理費だけ 50%以上でいいのかとか、そういうところの議論ですよね。そもそもの、何故この数値で良いのか。積算はされているわけで、その 50%を減らしてもオーケーというのが、なかなか理解しづらいところがあります。

あとこちらの、今日いただいた資料ですけれど、「技術提案評価結果記録票」というのがあります。 この中の、例えばですけれど、災害協定を結んでいる業者さんというのがありますが、県内の建設 会社さんとか企業さんを、一応、県としては応援している形になっているんですよ。

振興プランを作っていますから、そういった地域の建設会社さんの振興もされていると思うんですが、それにしては点数が低いなとか、毎回見るたびにちょっとですね。

県内で非常に頑張っている企業さんを応援したい、そういう点にしては小さいんじゃないかなと。 どういう点数にすれば良いのか、もちろん、企業の施工能力とかが大切なのは分かりますけど、こ ういうことを議論できるような場、中では検討されているのかもしれませんが、外部の人も入れて 検討するというような機会はあるんですかね。そういうのをした方が良いんじゃないかなという、 私のコメントですけれども。

別にコメントですので、絶対必要だというわけでもないんですけれど、ただ適正化委員会の条例を見ると、ここで調査審議することは「制度の運用状況及び改善に関すること」と書いておりますので、この場である程度、議論しても良いのかなという気がしていまして。毎回、こういうふうにしてはどうかとか、ここを改善したら良いのではとか、委員からいろいろな意見が出ているとは思うんですが、それが県の中で議論されているのかという。どこか改善されたところとか、検討されたところがあるのかなというのを教えていただく機会といいますか。こちらとしてはいろいろ意見を出しているので、何かフィードバックが欲しいなというところがありますので、是非御検討ください。

(事務局)

はい。貴重な御意見をありがとうございました。

今いただいた御意見等を踏まえまして、今後、そういった場を設けるのが可能かどうか、検討してまいりたいと思います。

(事務局)

それでは事務局から申し上げたいと思います。

当委員会委員の任期は本年 12 月 11 日までとなっておりまして、定例の会議は今回が最後となります。

部会で調査が必要な事案が発生した場合には御対応いただきますが、定例会としては最後という ことでございます。

委員の皆様におかれましては、令和元年 12 月から 2 か年にわたりまして当委員会の運営に御協力 いただき誠にありがとうございます。

様々な御意見を頂戴したところでございますので、そうしたものもこの委員会の改善に、向けて、 取り組んでまいりたいと思います。

本当にありがとうございました。

8 閉会

(事務局)

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の一切を終了いたします。 ありがとうございました。